

重 要 事 項 説 明 書

利用者様（または利用者様のご家族）が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社エクセレント
代表者氏名	代表者取締役 竹内かをる
本社所在地 (連絡先)	山梨県甲府市羽黒町 1 4 5 5 電 話・0 5 5－2 5 3－8 1 0 0 ファックス・0 5 5－2 5 3－8 1 1 0

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヴィラ武田の杜訪問介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	山梨県指定 1 9 7 0 1 0 0 7 4 7
事業所所在地	山梨県甲府市羽黒町 1 4 5 5 ヴィラ武田の杜内
連 絡 先 相談担当者名	電 話・0 5 5－2 5 3－8 1 0 0 ファックス・0 5 5－2 5 3－8 1 1 0 介 護・相談担当者 竹内慎太郎
事業所の通常の 事業実施地域	甲府市(旧中道町・旧上九一色村の地域を除く)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定訪問介護の事業（以下事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下訪問介護員という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。
運営方針	「ヴィラ武田の杜」の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行なう。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営 業 日	3 6 5 日
営 業 時 間	7：00～19：00 上記時間外も利用者の状況により対応する。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	3 6 5 日
営 業 時 間	7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	氏 名 竹内慎太郎
---------	-----------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成、 と説明交付、 介護サービスの実施 及び確認	従事者 1 名
訪問介護職員	訪問介護計画の作成 介護サービスの実施 及び確認	常勤換算 2. 5 以上
事 務 職 員	訪問介護サービスの受 付、確認、介護保険の 給付請求、	従事者兼務

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
身 体 介 護	食事介助	食事の介助、薬介助を行います。
	入浴介助	入浴の介助を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつの交換を行います。
	清拭	入浴が困難な方を対象に身体を拭きます。
	体位変換	身体の変換を行います。
	通院介助	病院の付添い介助を行います。
生 活 援 助	買物	日常生活に必要な物品の買物を行います。
	調理	食事の用意、片付けを行います。
	掃除	居室の清掃を行います。
	洗濯	衣類等の洗濯を行います。
	代行	薬等の受取りを行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

算定項目	単位数	利用者1割負担金額
身体介護が中心の場合		
20分以上30分未満	244単位	224円
30分以上60分未満	387単位	355円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65単位	59円
生活援助が中心の場合		
20分以上45分未満	179単位	164円
45分以上60分未満	220単位	202円
初回加算 (初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合)	200単位/月	204円
加算料金		
夜間加算 (午後6時から午後10時まで)	所定単位数×25%	
早朝加算 (午前6時から午前8時まで)	所定単位数×25%	
深夜加算 (午後10時から午前6時まで)	所定単位数×50%	
減算(事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算)		
減算額は、上記基本部分の10%		

※介護報酬告示額に、地域区分毎の加算（１単位＝１０．２１円）をかけて計算した金額です。

※介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の１割ですが、所得に応じ２割負担、３割負担の方もおります。

但し、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。やむを得ない事情で、かつ、利用者又はその家族の同意を得て、２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求いたします。 1 事業実施地域外から、片道概ね 10km 未満 1,000 円 2 事業実施地域外から、片道概ね 10km 以上 5km 超える毎に 500 円 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名、捺印を受けます。	
	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
② キャンセル料	サービス開始予定時刻から 24 時間前までにご連絡を受けた場合	キャンセル料は不要です
	サービス開始予定時刻から 12 時間前までにご連絡を受けた場合	利用料金の 50%相当額を請求いたします。
	サービス開始予定時刻から 12 時間前までにご連絡がない場合	利用料金の 50%相当額を請求いたします
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに利用者あてお届けします。

② 利用料、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------	---

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

6 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 竹内慎太郎 イ 連絡先電話番号 055-253-8100 同 ファックス番号 055-253-8110 ウ 受付日および受付時間 9:00～17:00
--	---

※担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行います。但し、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

9 訪問介護サービス内容の見積もりについて

○このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです。

○契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

- (1) サービス提供責任者（訪問介護計画作成者）
- (2) 氏名 駒井智子 （連絡先 055-253-8100）
- (3) 提供予定の訪問介護の内容と料金（一部の利用者様の例）

曜日	訪問時間帯	サービス区分・種類	サービス内容	介護保険適用有無	料 金	利 用 料
木	15:00-16:00	身体介護 2	入浴介助・移動	有	3,556 円	355 円
日	15:00-16:00	身体介護 2	入浴介助・移動	有	3,556 円	355 円
1 週あたりの利用料（見積もり）合計額						710 円

様は、1 割負担に該当しております。上記金額は、1 割で計算しております。

(3) その他の費用

①交通費の有無	有り・サービス提供時に実費
②キャンセル料	重要事項説明書 4-①記載のキャンセル料となります。
③光熱水費	利用者（お客様）の別途負担となります。

(4) 1 ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額	金 3,195 円
------------	-----------

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

【事業者の窓口】 ヴィラ武田の杜 苦情受付窓口：竹内慎太郎	所 在 地 甲府市羽黒町 1 4 5 5 電話番号 055-253-8100 受付時間 9:00～17:00
-------------------------------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付期間

甲府市役所 長寿介護課	所 在 地 甲府市丸の内 1-18-1 電話番号 055-237-5473
山梨県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当	所 在 地 甲府市蓬沢 1-15-35 4 階 電話番号 055-233-9201

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

市町村	市 町 村 名	甲府市
	担 当 部 ・ 課 名	長寿支援室 介護保険課
	電 話 番 号	055-237-5473

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険名 賠償責任保険

居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	20 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	山梨県甲府市羽黒町1455
	法人名	株式会社エクセレント
	代表者名	代表取締役 竹内かをる 印
	事業所名	ヴィラ武田の杜訪問介護支援事業所
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印